

令和 8 年 第 3 回

釧路市議会 6 月定例会報告

6 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
鉏路市報告第8号	「令和7年度鉏路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件……………	3
鉏路市報告第9号	令和7年度鉏路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件……………	9
鉏路市報告第10号	「令和7年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件……	11
鉏路市報告第11号	「令和7年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件…	13
鉏路市報告第12号	工事請負契約変更報告の件（星が浦川河川改修工事（1工区））	15
鉏路市報告第13号	工事請負契約変更報告の件（令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4））……………	17
鉏路市報告第14号	工事請負契約変更報告の件（鉏路市学校給食センター解体工事）	19
鉏路市報告第15号	工事請負契約変更報告の件（旧図書館解体工事）……………	21
鉏路市報告第16号	専決処分報告の件（負傷事故損害賠償額の決定等）……………	23
鉏路市報告第17号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	25
鉏路市報告第18号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	27
鉏路市報告第19号	鉏路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件……………	29

釧路市報告第8号

「令和7年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、「令和7年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和7年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

（別紙）

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間 秀典

（説明）

令和7年度釧路市一般会計予算繰越明許費に係る津波一時避難場所整備事業ほか17事業について、繰り越すべき必要が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

地方自治法施行令抜粋

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
- (3項略)

(別紙)

令和7年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳						説明
					既収財源 特定収入	未収		財源		一般財源	
						国庫支出金	道支金	収入繰入金	特定入金		
2 総務費	1 総務管理費	津波一時避難場所整備事業	97,709,000 円	97,709,000 円	0 円	65,139,000 円	0 円	0 円	29,300,000 円	3,270,000 円	国の繰越承認事業としての実施による。
2 総務費	1 総務管理費	大津波毛津波避難複合施設整備事業	300,334,000	300,334,000	0	176,549,000	0	0	123,700,000	85,000	国の繰越承認事業としての実施による。
2 総務費	1 総務管理費	戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業	22,231,000	10,967,000	0	9,204,000	0	0	0	1,763,000	国の繰越承認事業としての実施による。
3 民生費	3 児童福祉費	物価高対心育て応援手当支給事業	69,701,000	51,081,000	0	51,081,000	0	0	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳					説明	
					既収財源	未収金		特定入金			一般財源
						国庫支出金	道支金	繰入金	債		
4衛生費	2清掃費	ごみ処理事業 〔ごみ最終処分場維持管理 事業〕	円 6,347,000	円 6,237,000	円 0	円 0	円 6,237,000	円 0	円 0	円 0	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
7商工費	1商工費	湿原展望台管理運営事業	4,620,000	4,400,000	0	0	0	0	0	4,400,000	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
8土木費	2道路橋梁費	市道整備事業	157,500,000	157,500,000	0	0	0	0	0	300,000	国の繰越承認事業としての実施による。
8土木費	6住宅費	公営住宅等建設事業	396,740,000	396,740,000	0	0	0	0	0	170,000	国の繰越承認事業としての実施による。
9港湾費	1港湾費	港湾施設改修事業	35,503,000	35,503,000	0	0	0	0	0	802,000	国の繰越承認事業としての実施による。

款	項	事業名	金額	翌年度繰上額	左の財源の内訳						説明		
					既収特定財源	未収金		特定繰入金	財源			一般財源	
						国庫支出金	道支金		収入金	市債			
9	港湾費	国直轄港湾工事負担金	209,400,000	191,700,000	円	0	0	0	0	円	0	国の繰越承認事業としての実施による。	
10	消防費	消防車両購入事業	121,724,000	121,724,000	円	0	0	0	0	円	5,452,000	国の繰越承認事業としての実施による。	
10	消防費	西消防署大柴毛支署・第12分団庁舎建設事業	753,723,000	753,723,000	円	0	264,951,000	0	0	円	488,400,000	372,000	国の繰越承認事業としての実施による。
11	教育費	3中学校費	23,430,000	23,430,000	円	0	7,888,000	0	0	円	14,700,000	842,000	国の繰越承認事業としての実施による。
12	災害復旧費	1農林水産業施設災害復旧費	85,617,000	69,462,000	円	0	0	49,800,000	0	円	15,701,000	3,961,000	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。

鉏路市報告第9号

令和7年度鉏路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和7年度鉏路市水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和7年度鉏路市水道事業会計継続費繰越計算書

（別記）

令和8年6月11日

鉏路市長 鶴間秀典

（説明）

愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務に係る令和7年度鉏路市水道事業会計継続費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法施行令抜粋

（継続費）

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（以下略）

(別記)

令和7年度釧路市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越る財源	翌年度繰越るに係る関係内訳		翌年度繰越るに係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	現年度繰越額					企業債	損留保資 益勘定金	
1	資本的支出	1 建設改良費	83,160,000	4,300,000	2,966,000	7,266,000	4,212,000	3,054,000	3,054,000	0	3,054,000	0	0

鉏路市報告第10号

「令和7年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度鉏路市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和7年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書

（別記）

令和8年6月11日

鉏路市長 鶴間秀典

（説明）

令和7年度鉏路市水道事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法抜粋

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（2項略）

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(別記)

令和7年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	配水管整備事業	1,315,160,000	0	1,315,160,000	898,000,000	191,997,000	225,163,000	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

鉏路市報告第11号

「令和7年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度鉏路市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和7年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書

（別記）

令和8年6月11日

鉏路市長 鶴間 秀典

（説明）

令和7年度鉏路市下水道事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

(別記)

令和7年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道事業 整備	円 1,012,000,000	円 0	円 1,012,000,000	円 419,500,000	円 501,000,000	円 91,500,000	円 0	円 0	国の繰越承認事業としての実施による。
		特定環境保全 公共下水道事業 整備	20,000,000	0	20,000,000	4,300,000	8,500,000	7,200,000	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

釧路市報告第12号

工事請負契約変更報告の件

令和7年第4回釧路市議会6月定例会において議決を経た、星が浦川河川改修工事（1工区）に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「207,350,000円」を「209,957,000円」に改める。

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間 秀典

（説明）

星が浦川河川改修工事（1工区）に関し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

（参考）

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

（契約変更の特別処分）

第4条 第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、市長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。

(1) 設計変更の程度が、著しい変更又は重要部分でない場合で、かつ、契約金額の1割以内の契約変更

(2号 略)

2 前項の規定による処置については、市長は、次の議会においてこれを報告しなければならない。

議案第68号

工事請負契約の締結に関する件

星が浦川河川改修工事（1工区）に関し、次により請負契約を締結する。
記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 星が浦川河川改修工事（1工区） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 207,350,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市入江町4番10号
三ッ輪・沢田・坂野特定共同企業体
代表者 三ッ輪建設工業株式会社
代表取締役 高橋政史 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和8年3月25日まで |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間 秀典

釧路市報告第13号

工事請負契約変更報告の件

令和7年第4回釧路市議会6月定例会において議決を経た、令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4）に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「182,600,000円」を「189,915,000円」に改める。

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4）に関し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

（参考）

議案第77号

工事請負契約の締結に関する件

令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4）に関し、次により請負契約を締結する。

記

1	契約の目的	令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4）
2	契約の方法	一般競争入札
3	契約金額	182,600,000円
4	契約の相手方	釧路市住之江町2番7号 タカオ工業株式会社 代表取締役 池田 優
5	工期	契約の日から令和8年3月10日まで

令和 7 年 6 月 1 2 日 提 出

釧 路 市 長 鶴 間 秀 典

釧路市報告第14号

工事請負契約変更報告の件

令和7年第4回釧路市議会6月定例会において議決を経た、釧路市学校給食センター解体工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3 契約金額中「239,800,000円」を「247,555,000円」に改める。

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

釧路市学校給食センター解体工事に、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

(参考)

議案第78号

工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター解体工事に、次により請負契約を締結する。

記

1	契約の目的	釧路市学校給食センター解体工事
2	契約の方法	一般競争入札
3	契約金額	239,800,000円
4	契約の相手方	釧路市材木町15番17号 葵・北東特定共同企業体 代表者 葵建設株式会社 代表取締役社長 大 水 賢 一
5	工 期	契約の日から令和8年2月27日まで

令和 7 年 6 月 1 2 日 提 出

釧 路 市 長 鶴 間 秀 典

釧路市報告第15号

工事請負契約変更報告の件

令和7年第4回釧路市議会6月定例会において議決を経た、旧図書館解体工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3 契約金額中「215,050,000円」を「219,197,000円」に改める。

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

旧図書館解体工事に、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

(参考)

議案第79号

工事請負契約の締結に関する件

旧図書館解体工事に、次により請負契約を締結する。

記

1	契約の目的	旧図書館解体工事
2	契約の方法	一般競争入札
3	契約金額	215,050,000円
4	契約の相手方	釧路市春採6丁目1番5号 宮脇・浅利特定共同企業体 代表者 宮脇土建株式会社 代表取締役 濁沼英一
5	工期	契約の日から令和8年3月18日まで

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間 秀典

釧路市報告第16号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、釧路市役所本庁舎前特定屋外喫煙場所において発生した負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年12月15日

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎前特定屋外喫煙場所

2 損害賠償の額 19,841円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として19,841円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

釧路市役所本庁舎前特定屋外喫煙場所において発生した負傷事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

- (1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に関すること。
- (2) 1件の金額が100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

釧路市報告第17号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、消防本部庁舎敷地内において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年11月1日

釧路市南浜町4番8号 消防本部庁舎敷地内

2 損害賠償の額 847,165円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として847,165円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

消防本部庁舎敷地内において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日等、損害賠償の額及び相手方

番号	事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償の額	損害賠償及び和解の相手方
1	令和8年3月6日	釧路市白金町22番地先 市道鉄北西10号	315,493円	別添中番号1
2	令和8年3月6日	釧路市大楽毛北1丁目1番地先 市道おたのしけ東1号	13,640円	別添中番号2
3	令和8年3月11日	釧路市新栄町18番地先 市道鉄北西2線	259,676円	別添中番号3
4	令和8年3月12日	釧路市大楽毛北1丁目15番地先 市道おたのしけ東8線	10,626円	別添中番号4

2 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金としてそれぞれ前項の表に掲げる損害賠償の額を負担する。
- (2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況を説明する書類を、次のとおり提出する。

記

- 1 第58期事業計画に関する書類
（別紙1のとおり）
- 2 第57期決算に関する書類
（別紙2のとおり）

令和8年6月11日

釧路市長 鶴間秀典

（参考）

地方自治法抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3（1項略）

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（3項略）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条（1、2項略）

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

地方自治法施行令抜粋

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1 号 略)

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの
2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式
会社

(3 号 略)

(2 ~ 5 項 略)

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 1 7 3 条の 5 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定める
その経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び
決算に関する書類とする。

(2 項 略)

(別紙1)

第58期事業計画概要

令和8年4月1日から令和9年3月31日までににおける事業計画の概要は、次のとおりとする。

1 営業概要

(1) 釧路港港湾施設管理業務

釧路市が所有する下記施設の管理業務

ア 上屋	西港区10棟	40,997㎡
イ オープンヤード	東港区	36,739㎡
	西港区	145,982㎡
ウ 水面貯木場	整理水面	80,000㎡
	貯木水面	26,452㎡
エ 荷役機械	石炭荷役機械	1基
	ガントリークレーン	1基
オ 港湾敷地	中央埠頭背後	39,194㎡
	水面貯木場背後	235,918㎡

(2) 西港建設合同事務所貸室業

当社が所有する下記施設の賃貸事務

西港建設合同事務所	西港3丁目103番	1階床面積	649.48㎡
	1棟(貸事務所15室)	2階床面積	649.48㎡
		計	1,298.96㎡

(3) 釧路港西港区第2埠頭特定埠頭運営事業

当社が所有する穀物アンローダ(3基)及びその附帯施設による特定埠頭の運営

予 定 貸 借 対 照 表

令和9年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産		流動負債	
現金預金	596,521	未払金	100,153
未収金	95,650	預り金	388
立替金	16	仮受金	79,520
		納税充当金	62,035
		消費税	7,158
固定資産		固定負債	
電話加入権	80	退職給与引当金	5,507
合同事務所	8,074	借入金	2,678,060
投資	10	修繕引当金	500
穀物荷役機械	2,422,881		
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	25,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	164,911
合 計	3,123,232	合 計	3,123,232

予 定 損 益 計 算 書

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

科 目	収 益	費 用	損 益
	千円	千円	千円
経常損益			
営業損益			
営業収益	927,693		
営業費		872,425	
営業利益			55,268
営業外損益			
営業外収益	4,788		
営業外費用		33,216	
経常利益			26,840
特別利益			194,307
特別損失			29,738
税引前当期利益			191,409
法人税			62,138
当期純利益			129,271

(別紙2)

貸借対照表

令和8年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産		流動負債	
現金預金	427,026,384	未払金	185,333,448
未収金	182,464,561	預り金	387,458
立替金	1,574,960	仮受金	79,520,590
		納税充当金	79,900
		消費税	3,979,000
固定資産		固定負債	
電話加入権	80,300	退職給与引当金	5,507,415
合同事務所	8,826,658	借入金	2,843,784,000
投資	10,000	修繕引当金	500,000
穀物荷役機械	2,559,749,557		
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	25,000,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	35,640,609
合計	3,179,732,420	合計	3,179,732,420

損益計算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

科目	収益	費用	損益
	円	円	円
経常損益			
営業損益			
営業収益	977,579,979		
営業費用		916,831,913	
営業利益			60,748,066
営業外損益			
営業外収益	423,586		
営業外費用		36,036,065	
経常利益			25,135,587
特別損失			51,841,600
税引前当期損失			26,706,013
法人税等			551,600
当期純損失			27,257,613

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

			円
株主資本			
資本金	前期末残高及び当期末残高		<u>25,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		62,898,222
	当期変動額	当期純損失	<u>27,257,613</u>
	当期末残高		<u>35,640,609</u>
利益剰余金合計	前期末残高		62,898,222
	当期変動額		<u>△27,257,613</u>
	当期末残高		<u>35,640,609</u>
株主資本合計			
	前期末残高		87,898,222
	当期変動額		<u>△27,257,613</u>
	当期末残高		<u>60,640,609</u>
純資産合計			
	前期末残高		87,898,222
	当期変動額		<u>△27,257,613</u>
	当期末残高		<u>60,640,609</u>

